

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三笠市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	61.9%
全職員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	106.3%
本庁課長相当職	90.5%
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	95.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4%
31～35年	93.0%
26～30年	89.1%
21～25年	100.4%
16～20年	108.2%
11～15年	85.0%
6～10年	101.7%
1～5年	96.7%

【説明欄】

・パートタイム会計年度任用職員について、常勤職員の所定勤務時間を参考とし、職員を数える単位として「時間」を用いた換算を行った。

【男女の給与の差異の主な要因】

- ・扶養手当や住居手当、寒冷地手当などの諸手当について男性への支給が多いため。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、給与水準の高い医師の男女比が10:0となっており、男性の平均給与を引き上げているため。
- ・男女の給与の差異が100%超になっている区分においては、事務職より給与水準の高い女性の医療職の割合が高いため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。